

みんなでチャレンジ！しまねを創る人づくり支援事業 実施要綱

第1 目的

地域づくりを担う人づくりの基盤となる市町村等の社会教育機能強化を図るため、県は、本要綱に定めるところにより、「みんなでチャレンジ！しまねを創る人づくり支援事業」（以下、「本事業」という。）を実施し、社会教育にかかる人材のスキルアップに取り組む市町村をモデル的に支援し、社会教育に対する思いやスキルの高まった人づくりの中心となる人材の裾野を広げていく。

そして、市町村が本事業を継続的に活用してスキルアップを図ることにより、好循環が生まれ、地域住民の学ぶ場の充実はもとより、関わる人の思いが高まったり、つながりが生まれたりすることをおして、県内全体の人づくりを進めていく。

本要綱は、本事業の実施にあたって必要な事項を定めるものである。

第2 事業の内容

本事業では、社会教育に関わる人材のスキルアップに取り組む市町村を支援する。実施する内容は、次に掲げるとおりとする。

1 地域課題解決支援型（以下、「支援型1」という。）

地域課題に主体的に立ち向かっていく人づくりに取り組む市町村を県が支援する。

2 体験活動支援型（以下、「支援型2」という。）

子どもの体験活動を実施するとともに、体験活動を広く周知して、活動の機会を提供する市町村を県が支援する。

※体験活動：地域資源を活用し、自然体験を中心とした体験活動をさし、青少年社会教育施設の伴走支援がより効果的となる活動

3 「ふるさと活動」支援型（以下、「支援型3」という。）

子どもたちが主体となって行う「ふるさと活動」を支えるとともに、その活動を支える体制づくりに取り組む市町村を県が支援する。

※「ふるさと活動」：地域資源（ひと・もの・こと）を活かし、地域で子どもたちが自発的・主体的に行う活動

第3 事業実施期間

本事業は、令和7年度から令和9年度までの3年間とする。

1 支援型1

実施期間は、事業実施主体あたり2年間とする。

2 支援型2

実施期間は、事業実施主体あたり1年間とする。

3 支援型3

実施期間は、事業実施主体あたり3年間とする。

第4 市町村・事業実施主体の取組

市町村は本事業の目的に沿って、次のような取組を進める。

1 市町村

- (1) 事業実施主体の学びがより深まるよう、社会教育研修センターで事業実施主体の研修受講や青少年社会教育施設が行う指導助言及び事業実施主体の計画から事業実施までの伴走支援を行う。
- (2) 事業実施主体の取組の成果や課題を整理し、次年度以降の取組に反映するとともに、その成果を市町村内の公民館等や団体と共有する機会をつくる。

2 事業実施主体（公民館等、「ふるさと活動」に取り組む団体）

- (1) 支援型1・3の事業実施主体である公民館等職員や「ふるさと活動」に取り組む団体は、社会教育研修センターが実施する「公民館等職員実践研修」（以下、「研修」という。）を受講する（公民館等や団体から1名）。社会教育研修センターや派遣社会教育主事、市町村任用の社会教育主事等の伴走支援を受けながら、事業構築のポイントや関わる人との関係づくり、協議の進め方を学び、自主事業を興したり、既存事業をよりよいものにプラッシュアップしたりする。
- (2) 支援型2の事業実施主体である公民館等職員は、地域資源を活用した体験活動を行うための計画づくりや、既存プログラムをより魅力あるものにするためのプログラム構築、広報の仕方、活動を安全に実施するための安全指導を、青少年社会教育施設等の伴走支援により学び、体験活動を興す。

※公民館等：社会教育法上の公民館だけでなく、実態として公民館の機能を担うコミュニティセンター、交流センター、まちづくりセンター、地域コミュニティ交流センターを含む。

第5 事業計画書の提出

本事業を実施しようとする市町村は、以下の書類を県の定めた日までに島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。これらの書類は、ヒアリング及び審査の資料を兼ねる。

- 1 事業実施採択申請書（様式1）
- 2 事業計画書（市町村）（様式2-1） ※支援型1・2・3
- 3 事業計画書（様式2-2）（公民館等用） ※支援型2
（様式2-3）（公民館等用） ※支援型1（様式2-4団体用） ※支援型3
- 4 予算計画書（様式3）（公民館等又は団体） ※支援型2 ※2～3年目は支援型1・3

第6 実施市町村の決定

県は、支援型1・3については、事業実施市町村を本要綱により提出された事業計画書に基づいて審査、支援型2については、事業計画書及びヒアリングに基づいて審査し、単年度ごとに決定する。なお、審査にあたっては、研修受講者の定員や県内地域バランスを考慮して行う。

第7 選定基準

選定にあたっては以下のことから、総合的に判断し決定する。

- 1 市町村の事業計画や見通しが本事業の趣旨、目的に合っているか。
- 2 市町村の事業計画や見通しが目的達成のために具体的で無理のないものか。

- 3 事業実施主体の事業計画や見通しが本事業の趣旨、目的に合っているか。
- 4 事業費が事業実施のための適正な予算設計となっているか。

第8 事業の着手

事業の着手については、交付決定日以降とする。

第9 事業計画書の変更等の承認申請

- 1 事業実施市町村は、次のいずれかに該当する場合は、変更交付申請書（交付要綱第6条関係様式第3号）に新たな事業計画書（様式2）と予算計画書（様式3）を添えて提出し、教育長の承認を受けるものとする。
 - (1) 事業に要する経費の変更をするとき。ただし、変更内容が事業費の2割未満の変更額の場合は除く
 - (2) 事業目的の達成に影響を与える変更をするとき
 - (3) 事業を中止、又は廃止するとき
- 2 事業計画書の変更等の承認については、本要綱の第5の1を準用する。

第10 事業実績報告書の提出

事業実施市町村は、以下の必要書類を事業完了の日から30日を経過した日、又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、教育長に提出するものとする。

- 1 事業実施報告書（様式4）
- 2 事業実績報告書（市町村）（様式5-1）
- 3 事業実績報告書（事業実施主体）（様式5-2）※支援型2
（様式5-3）※支援型1、（様式5-4）※支援型3
ただし、支援型1・3については、事業実施1年目は、研修内で作成した発表資料をもってか
えることができる。
- 4 決算書（様式6）
- 5 補助金で賄った経費分の領収書（写し）

第11 実施状況の共有と成果の波及

県は、本事業での実施市町村での取り組み状況を県内市町村と情報共有し、県全体への取組の波及に努める。

情報共有、成果の波及にあたっては、次の機会等を活用する。

- (1) 社会教育スタッフの連絡会
- (2) 各教育事務所で開催する派遣社会教育主事の情報交換・連絡の日（スタッフ会議）
- (3) 県または県教育委員会が開催する各種研修会・発表会（社会教育主事・士等研修会を含む）
- (4) 県公民館連絡協議会が開催する島根県公民館研究集会
- (5) 県、県公民館連絡協議会のホームページへの掲載
- (6) その他

第12 費用

市町村が実施する本事業に要する経費については、県が別に定める「みんなでチャレンジ！しまねを創る人づくり支援事業補助金交付要綱」に基づき補助するものとする。

第13 その他

本要綱に定めのない事項で、本事業の実施にあたって必要な事項は、県が別途定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月16日から適用する。